

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
角水槽における水中用分析装置用カメラ他設置等作業	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	令和7年12月19日	

- 3 入 札
 - ① 日 時 令和7年8月4日（月） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
 - ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎2階）
（東京都目黒区中目黒2-2-1）
- 4 参 加 資 格
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和7・8・9防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
 - ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - ⑥ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金
 - ① 入札保証金 免 除
 - ② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和7年8月1日（金）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。

また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和7年7月30日（水）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7062）

防 衛 装 備 庁 仕 様 書

1 / 7

品 件 名	角水槽における水中用分析装置用カメラ他設置等 作業	仕様書番号	SE-07-1-D-0040
		作成年月日	令和 7 年 6 月 2 7 日
		作成部課名	艦艇装備研究所 艦艇・ステルス技術研究部 流体研究室

1 総 則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、角水槽における水中用分析装置用カメラ他水中設置等作業（以下「本役務」という。）について規定する。

1. 2 用語及び定義

この仕様書で引用する用語及び定義は表 1 のとおりとする。

表 1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	角水槽	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所 実海域再現水槽のこと。 （以下「角水槽」という。） 長さ 7 6. 2 m、幅 3 6 m の水面積（角部を除く）、深さ 4. 5 m の水中空間を有する。 また、水槽上方でレール上を長手方向に移動可能な曳引車及び、幅方向に移動可能な副台車を有する。
2	自走試験模型	プログラムによる自由航走が可能な水中航走体模型。
3	自走試験	自走模型を用いて操縦性能を計測するための水槽試験。
4	計測器材等	官の所有する水中用分析装置等及び水槽・衝突防護用ネット等。
5	水中用分析装置	官の所有する水中モーションキャプチャシステム。 カメラ、配線部及び制御部から構成される。
6	水中用分析装置用カメラ (A9UW) のうち水中モーションカメラ	水中航走体（自走試験模型）の運動を撮影し、計測するための水中カメラ。
7	水中電動雲台及びモーションキャプチャ用カメラ架台	水中モーションカメラの迎角等を遠隔で操作可能な雲台及び設置架台（以下「雲台等」という。）

1. 3 引用文書等

1. 3. 1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもの以外は、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

1. 3. 1. 1 法令等

- (1) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (2) 海上技術安全研究所 2 号館安全対策マニュアル

2 役務に関する要求

2. 1 役務内容

本役務は、角水槽において実施する自走試験の前後（別紙参照）に水槽底部（水深 4.5 m）への水中用分析装置用カメラ他の設置及び撤収等の地上及び水中作業を行うものである。

2. 1. 1 資格・体制等

- (1) 本役務は地上係及び潜水係で構成し、潜水を行う作業員（以下「潜水土」という。）は潜水土の資格を有すること。
- (2) 本役務のうち潜水作業は常時、潜水指揮者 1 名以上及び潜水係 2 名以上の人員構成による作業とすること。また、役務実施場所への潜水器材搬出入作業時を除き、常時潜水作業の実施が可能な態勢とすること。
- (3) 同時に作業する潜水土 2 名が、潜水中も通信器材を用いて地上係との 3 者相互通話が可能とすること。
- (4) 潜水作業は送気器材により常時潜水土に空気を送って作業すること。
- (5) 潜水土ヘルメットに付属するダイバーカメラにより作業状況を録画すること、また、地上係がリアルタイムで映像を確認可能であること。なお、水中作業中のダイバーカメラ映像を官もリアルタイムで確認できるようモニターを用意すること。
- (6) 潜水中の潜水土に対し、通話により地上係の指示する位置へ誘導できること。
- (7) 海上技術安全研究所 2 号館の天井走行クレーンによる作業は、玉掛け作業を含め有資格者が操作等を行うこと。
- (8) 作業を行う者の作業員名簿を提出するものとする。また、潜水作業者は潜水土資格証の写しを提出すること。

2. 1. 2 地上及び潜水作業等

付図 1～2 を参考とし、役務期間中に、官の指示により以下に示す作業を実施すること。各項の詳細については官と十分調整の上実施するものとする。

2. 1. 2. 1 計測器材等の設置作業

- (1) 地上係は副台車へ水中用分析装置のうちカメラ及び水中用分析装置用カメラ(A9UW)のうち水中モーションカメラ、ケーブル（以下「カメラ」という。）、雲台等、三脚の組み合わせ 16 セット（基準）及び防護ネット、防護ネット固定用ロープ、ウェイト、フロートブイ等（以下「保護器材等」という。）を角水槽への設置の都度、運搬積み込みを行う。
- (2) 地上係は副台車からカメラ、雲台等、三脚の組み合わせ 16 セット（基準）を水中の潜水土が設置、展張しやすいよう荷捌きして受け渡し、潜水土は官の指示する水槽底部に設置、ケーブル捌きを行う。必要な場合には、契約相手方が用意するロープ、ウェイト等により補完等し、調整を行う。
- (3) 地上係は水槽外周部から保護器材等を水中の潜水土が設置、展張しやすいよう荷捌きして受け渡し、固定用ロープを利用して水槽の 3 面に官の指示する位置に設置（ウェイト、フロートブ

イ、カラビナ及び結束バンドの設置を含む）を行うこと。必要な場合には契約相手方が用意するロープ、ウェイト等により補完等し、調整を行う。

(4) 官の指示する位置に水中マーカースイの設置を行う。

(5) 設置後、官の指示によりカメラ等の位置、画角調整を試走行の都度実施する。

(6) 潜水士は設置期間中に実施する自走試験試走行時には水面待機し、自走模型の不具合発生時に回収を行う。

(7) 2. 1. 2. 1 (1) の防護ネット、防護ネット固定用ロープ、ウェイト、フロートブイ、カラビナ及び結束バンドは官が用意する。

(8) (1) から (4) の作業は10月23日を目途に実施する。

2. 1. 2. 2 計測器材等の撤収作業

撤収期間中に、2. 1. 2. 1 項で設置した計測器材等を地上係及び潜水士により副台車、水槽外周部へ水揚げし、回収を行う。

2. 2 役務場所

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所 実海域再現水槽

2. 3 役務期間

設置等作業期間：令和7年10月21日から令和7年10月25日までの5日間

撤収作業期間：令和7年11月11日から令和7年11月13日までの3日間

3 役務対象物品

役務対象物品は、表2のとおりとする。

表2 役務対象物品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	備考
1	水中用分析装置のうちカメラ	1 式	役務開始時	海上技術安全研究所	撤去作業終了後速やかに	海上技術安全研究所	官の使用する期間を除く
2	水中用分析装置用カメラのうち水中用分析装置用カメラ	1 式					
3	水中用分析装置用カメラ (A9UW) のうち水中モーションカメラ	8 台					
4	水中電動雲台	8 台					
5	モーションキャプチャ用カメラ架台	1 式					

4 検査

2. 1. 2. 1 項～2. 1. 2. 2 項について、作業実施報告書により実施する。

5 その他

5. 1 提出書類

提出書類は表 3 のとおりとする。

表 3 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備考
1	作業員名簿	1 部	契約後速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所 (目黒地区)	潜水土については資格証の写しを含む 紙媒体 (A 4)
2	作業実施報告書	2 部	納期まで		製本された紙媒体 (A 4) 1 部及びデータを DVD-R 等の電子媒体 1 部に記録して提出のこと。媒体は、収録後追記不能とすること。写真及びダイバーカメラ映像 (編集済) を含む。

5. 2 実施上の留意事項

本役務の実施に当たっては、細部にわたり官と密接な連絡を保ち、本役務が良好に、かつ、安全に実施できるよう努めるものとする。

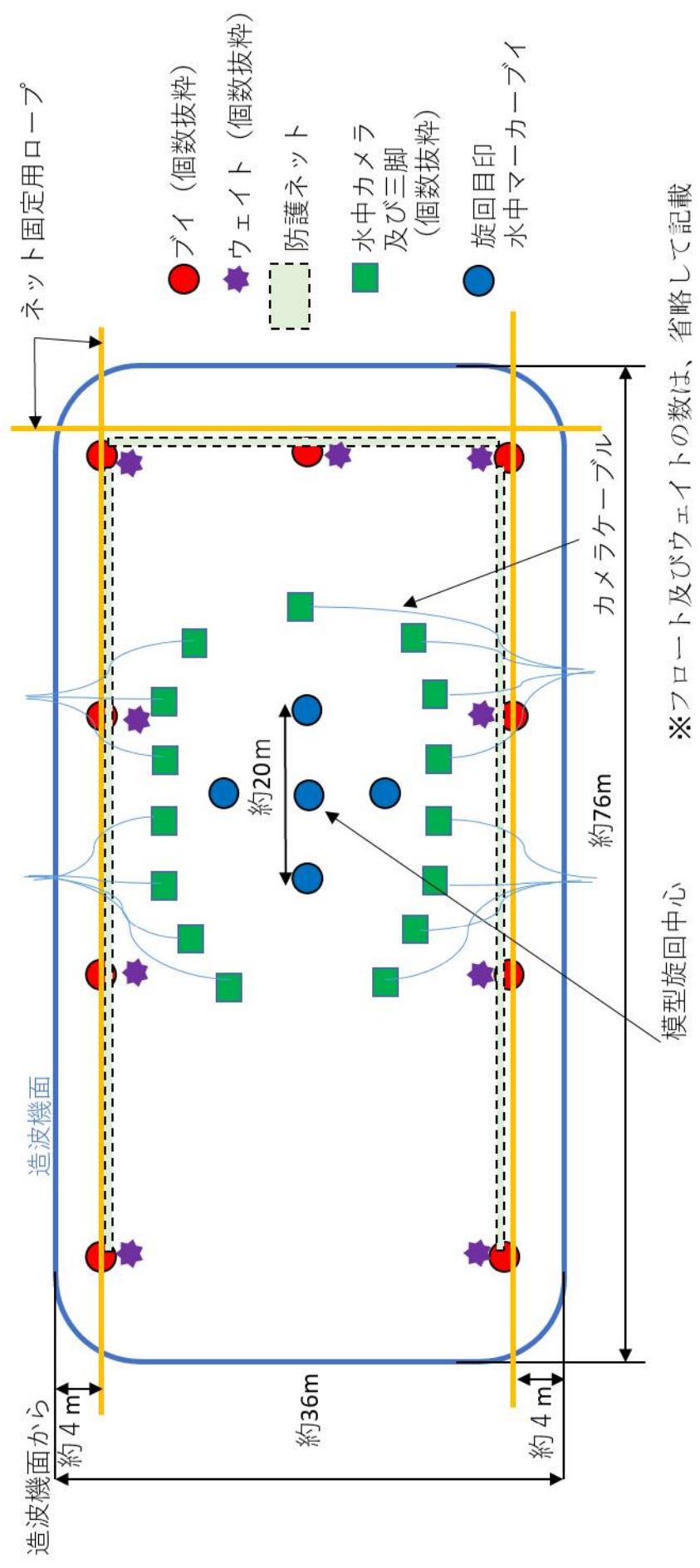
5. 3 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、予め官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

5. 4 その他の指示

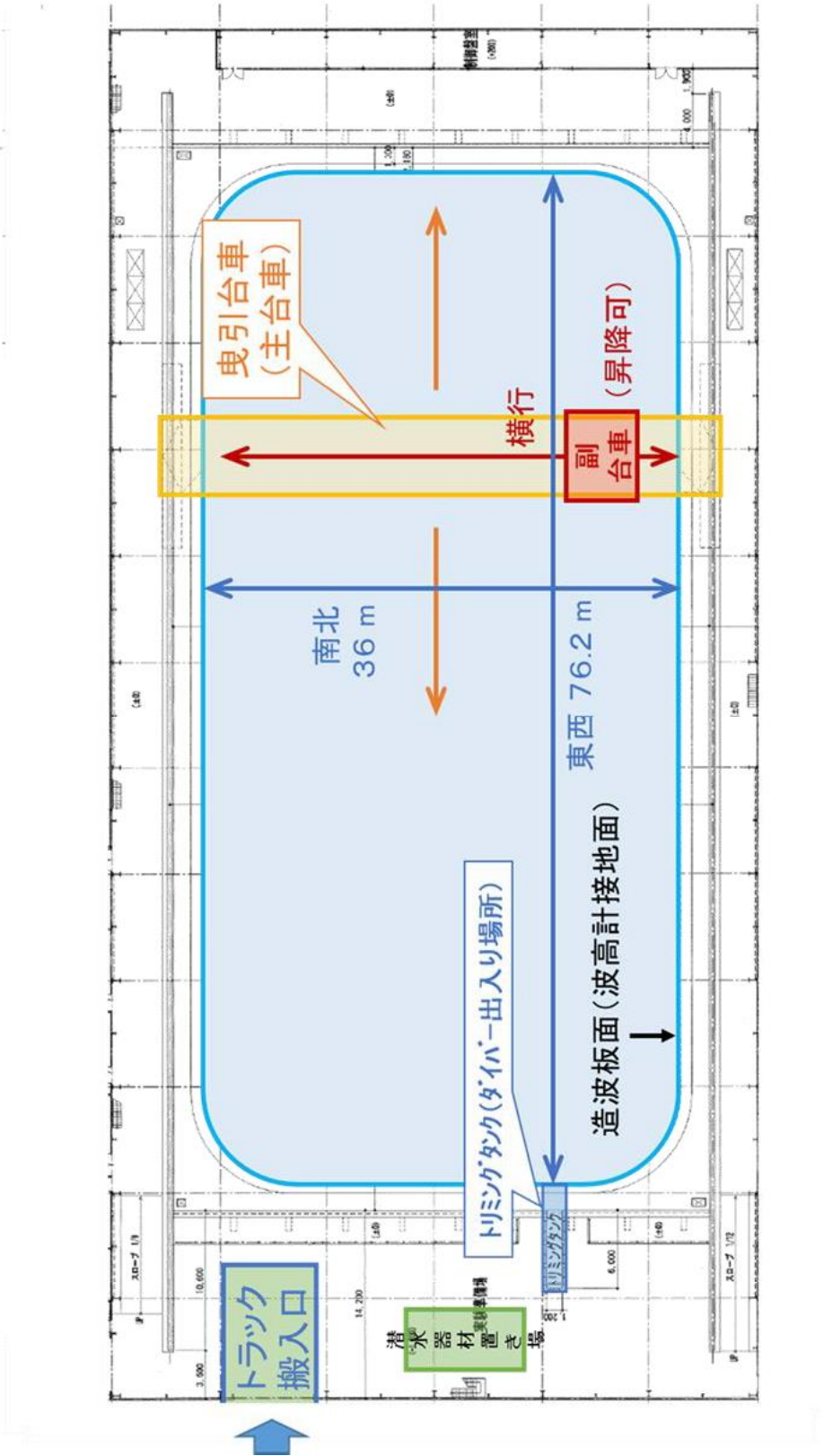
- (1) 本役務に必要なダイバーカメラ、モニター、潜水器材等及び消耗品 (2. 1. 2. 1 (7) 項で官が用意する消耗品を除く) は、契約相手方が準備するものとする。なお、発動発電機等 (エンジン式) を使用する場合は屋外で運転すること。
- (2) 本役務を実施するにあたっては、作業内容、作業時間等を官と十分調整を行い、あらかじめ安全管理及び養生等十分な処置を講ずるものとし、物品、施設等に損傷を与えた場合は、官に報告の上速やかに原状に戻さなければならない。特に水槽周囲の水面近傍に設置されている多数の波高計は修理対応会社がないため作業中は十分注意し、損傷させないこと。
- (3) 本役務により水、泥等で汚した場所は清掃を行うものとする。
- (4) 契約相手方は、法令及び規則を順守し、必要な安全管理を実施するものとする。
- (5) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

海上技術安全研究所（実海域再現水槽）



付図 1 計測器材等の配置概要

海上技術安全研究所（実海域再現水槽）



付図2 実海域再現水槽概要図

月	1 0							備考
曜日	日	月	火	水	木	金	土	
日	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	
日数								設置等作業 土曜日を含む 5 日間
月	1 1							
曜日	日	月	火	水	木	金	土	
日	9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	
日数								撤収作業 3 日間

公 告	番 号	公告第40号
	年 月 日	令和7年7月3日

入札書

令和7年8月4日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 青木 陽介 殿

住 所
社 名
代 表 者 名

担 当 者 名
連 絡 先

貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項
等を承諾のうえ下記のとおり入札します。

金 額	納 地	防衛装備庁 艦艇装備研究所(目黒地区)		
	履行期限	令和7年12月19日		
	業者コード			
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
角水槽における水中用分析装置 用カメラ他設置等作業		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 青 木 陽 介 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（G E P S）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、公告番号、公告年月日
- 2 入札日時
- 3 政府電子調達（G E P S）を利用しない理由
- 4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

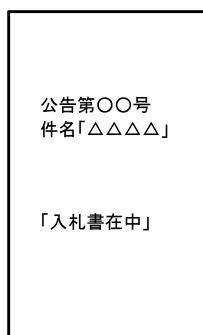
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

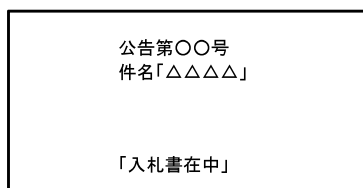
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

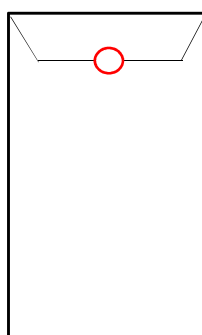
内封筒(表)
長3程度



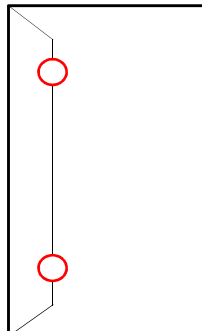
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

